

平成 29 年度事業報告

概要

一般財団法人短期大学基準協会では、平成 29 年度第三者評価（認証評価）を 48 短期大学に対して実施しました。評価の結果、48 短期大学は短期大学評価基準を満たしているものとして、適格と認定しました。また、第 3 評価期間からの新評価システムに対応した短期大学の自己点検・評価活動及び認証評価が円滑に行われるよう、従来の ALO マニュアル及び自己点検・評価報告書作成マニュアルを見直し「評価校マニュアル」として取りまとめました。

短期大学に関わる高等教育の調査研究では、短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究の課題のもと、短期大学における学習効果測定法の研究開発を目的に平成 20 年度から短期大学生調査を実施してきましたが、平成 29 年度調査をもって研究開発としての実施を終え、10 年間の調査研究についての報告書を作成しました。新たな事業として短期大学卒業生調査の研究開発に取り組むことにしました。

第 3 評価期間から第三者評価の実施事業を認証評価の実施事業と改めることとし、定款の一部改正を行い、関係諸規程の改正も行いました。

文部科学省令の改正に対応し、認証評価機関として自己点検・評価を行うための規程を制定しました。また、認証評価における評価方法について、高等学校関係者からの意見聴取を行うことにしました。

学校教育法の一部改正により、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、また、短期大学設置基準の一部改正により、専門職学科の制度が新設されることになりましたので、専門職短期大学の認証評価の実施等について第三者評価委員会で検討を進めることにしました。

四年制大学の認証評価の実施について検討を行うため、第三者評価委員会の下に、大学認証評価検討タスクフォースを設置しました。

なお、本協会は会員制をとっており、平成 29 年度末現在の会員は 289 校でした。

平成 29 年度の事業の内容は次のとおりです。

◇事業内容

1. 認証評価機関としての第三者評価（認証評価）の実施等

(1) 平成 29 年度第三者評価の実施

平成 29 年度第三者評価については、平成 28 年 5 月に全国の公・私立短期大学へ評価申込案内を送付し、7 月末に締め切った結果、49 校から評価の申込みがありました。

その後 1 校から取り下げがあったため、評価校は 48 校となりました。

第三者評価実施に先立ち、平成 28 年 8 月 25 日に評価申込校の自己点検・評価活動や第三者評価を円滑に進める責任者 (ALO) 等を対象に「平成 29 年度第三者評価 ALO 対象説明会」を開催して、本協会の目指す第三者評価、実施体制、実施方法等の説明を行いました。

第三者評価委員会では、登録された評価員候補者のうちから A グループ (理事長・学長等) 54 名、B グループ (自己点検・評価活動に経験がある幹部レベルの教員) 56 名、C グループ (自己点検・評価活動に経験がある中堅レベルの教員) 54 名、D グループ (自己点検・評価活動に経験がある事務部門の責任者) 54 名の計 218 名 (待機評価員 20 名を含む) を選出し、評価校 1 校につき 5 名又は 4 名の「評価チーム」を編成しました。

評価校 48 校の評価員を対象に平成 29 年 7 月 13 日及び 14 日の 2 日間、「平成 29 年度第三者評価 評価員研修会」を開催して、本年度の第三者評価に関する基本的な考え方について共通理解を図りました。研修会終了後、評価員は、評価校から提出された自己点検・評価報告書に基づく書面調査を行い、9 月上旬から 10 月下旬まで 2 泊 3 日の予定で訪問調査に臨みました。評価チームは、訪問調査終了後に当該評価校の基準別評価票を作成し、第三者評価委員会へ提出しました。

第三者評価委員会では、機関別評価原案の作成に当たる 10 分科会を設け、11 月 14 日・15 日・16 日、11 月 30 日・12 月 1 日の 5 日間にわたって分科会を開催しました。各分科会では、評価チームから提出された基準別評価票について検討を加え、当該チーム責任者からヒアリングを行ったうえ、機関別評価原案を作成しました。

第三者評価委員会では、各分科会で作成された機関別評価原案について、各分科会主査の報告を受けた後、全体的観点から審議し、機関別評価案を作成しました。12 月 14 日に開催された理事会で、評価校 48 校のうち 30 校については、機関別評価案の判定を適格とし、また、18 校は、法令違反等の問題があったため改善を促すこととし、改善条件を付して、その改善報告等を待って評価するとの機関別評価案が了承され、12 月 18 日に第三者評価委員会委員長から各評価校へ通知 (内示) しました。

内示に対して、異議申立ては 1 件もなく、9 校から表現等の訂正について意見申立てがありました。意見申立てについては、平成 30 年 1 月 25 日に開催された第三者評価委員会において、取り扱い案がまとめられました。2 月 6 日に第三者評価審査委員会が開催され、第三者評価委員会の意見申立てについての取り扱いの報告を行い確認がなされました。

1 月 25 日及び 2 月 15 日に開催された第三者評価委員会において、改善条件を付した評価校から提出された改善報告書・改善計画書等について審議を行い、改善報告を了承して、機関別評価案から条件付きの指摘を削除する修正をしました。改善計画については、計画を了承して 3 月に提出される改善報告を確認することになりました。

2 月 16 日の理事会では、第三者評価審査委員会の意見申立てについての確認に基づく表現等の訂正を行った機関別評価案並びに改善条件を付した評価校の改善報告及び

改善計画等の審議を行い、それぞれ了承しました。

3月9日の理事会において、3月に提出される改善報告等を確認することとした評価校の改善報告が承認され、当該評価校の機関別評価案から条件付き指摘が削除した機関別評価結果案が承認されました。その結果、平成29年度の第三者評価結果は48校を適格と認定しました。3月12日に評価校へ評価結果を通知しました。

平成29年度第三者評価結果報告書(CD-R)は、文部科学大臣に報告するとともに、会員校、報道機関及び関係各方面へ配布しました。

(2) 平成29年度第三者評価の評価員研修会の実施

「平成29年度第三者評価 評価員研修会」は、平成29年7月13日・14日の2日間にわたり開催しました。第1日目(7月13日)は、初任者対象(出席者163名)として、第三者評価の概要や評価員の役割、短期大学設置基準等について研修を実施しました。第2日目(7月14日)は評価員全体(出席者228名)として、基準別評価票の作成、書面調査・訪問調査の留意事項、財務諸表の見方等の研修や各評価チームに分かれての打合せ等を行いました。

(3) 第3評価期間から適用する認証評価関連のマニュアル等の検討・改訂

第3評価期間から適用する認証評価要綱及び短期大学評価基準の制定に伴い、自己点検・評価報告書作成マニュアルの改訂を行いました。また、短期大学の自己点検・評価活動及び認証評価が円滑に行われるよう、ALOマニュアル及び自己点検・評価報告書マニュアルを見直し「評価校マニュアル」として取りまとめました。

(4) 第3評価期間認証評価に関するALO対象説明会の実施

第3評価期間認証評価に関するALO対象説明会を平成29年8月25日に開催しました。6月に全国の公・私立短期大学へ案内を送付し、会員校147校、非会員校(公立短期大学)1校、他関係機関等から合計197名の出席を得て、第3評価期間からの新システムに関して、認証評価要綱等の改定概要、短期大学評価基準、第2評価期間(平成28年度まで)からみた留意点等、評価校マニュアル等の説明を行いました。

(5) その他第三者評価に係る事業

本協会の第三者評価は数多くの評価員の協力に支えられていますので、平成29年度第三者評価の評価員203名に対して、その功績をたたえ、ご貢献の感謝のしるしとして評価員認定証を交付しました。

2. 短期大学が行う自己点検・相互評価活動の促進及び支援

短期大学間の相互評価のための情報提供などの支援

自己点検・相互評価推進委員会は、短期大学間の相互評価の相手校を選定する支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、相互評価を希望する会員短期大学に

そのデータを提供するため、4月に会員短期大学へ相互評価に関する情報提供の調査を実施し、6月に情報提供を承諾した短期大学へ相互評価に係るデータを一覧表にして提供しました。

相互評価の報告を、平成22年度から従来の冊子による配布に代えて本協会のウェブサイトに掲載しています。平成29年度に掲載したものは以下のとおりです。

1	広島文化学園短期大学と大手前短期大学（平成29年6月掲載）
2	徳島工業短期大学と北海道科学大学短期大学部（平成29年7月掲載）
3	浜松学院大学短期大学部と聖セシリア女子短期大学（平成29年8月掲載）
4	湊川短期大学と愛知学泉短期大学（平成29年9月掲載）
5	香蘭女子短期大学と高松短期大学（平成29年10月掲載）

3. 地域総合科学科（総称）の適格認定・達成度評価

平成29年度は、地域総合科学科の適格認定の申請、達成度評価はありませんでした。

4. 短期大学に関わる高等教育の調査研究

短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究

① 「短期大学生調査」の事業化形態での実施とそれに伴う調査研究

調査研究委員会では、「短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究」の課題のもと、「短期大学における学習効果測定法の開発」として「短期大学生調査（*Tandaiseichosa*）」を実施しています。

平成29年度の短期大学生調査（*Tandaiseichosa*）は、平成29年6月下旬に全会員校へ参加を募り、7月末までに57校（申込人数19,439名）からの参加申込があり、8月下旬に参加短期大学へ調査票等を送付し、9月から12月上旬の間に調査が実施されました。

調査結果については、平成30年2月に参加短期大学へ個別集計結果データ、希望する短期大学には学科・専攻課程別集計結果データを送付し、3月に全体集計結果を取りまとめた報告書を本協会のウェブサイトに公表しました。

本調査では、入試方法や入学してきた目的、入学後に行った学習行動やその他の活動、回答時点の学習成果や短期大学に対する満足度や印象等の質問項目を設けており、調査結果から得られた学生の傾向から、より学生が授業に活発に参加できるように授業の形態を考えていく資料にもなります。調査は、吟味された項目によって精度の高い自己評価資料を取得できることから、自己点検・評価となって認証評価への対応に役立てられるだけでなく、自校の強みや弱みを把握してのマーケティングやエンロールメント・マネジメントへの利用などのメリットがあり、かつ、全体結果自体は短期大学の実績を社会に示すことにもなります。

② 「短期大学における学習効果測定法（短期大学生調査）の研究開発報告書」の刊行
平成 20 年度から 10 年間にわたり実施してきた短期大学生調査は、平成 29 年度の第 10 回をもって研究開発としての実施を終え、10 年間の研究開発についての報告書を作成し、ウェブサイトに掲載しました。なお、短期大学生調査は、平成 30 年度から本協会の事業として実施していくことになり、平成 30 年 3 月の理事会において、調査の実施の理念や実施体制の定着を図るため、基本的な内容等を示した短期大学生調査実施要綱及び「短期大学生調査」における情報保護及び調査結果の活用に関する規程が制定されました。

③ 短期大学卒業生調査の研究開発

調査研究委員会では、卒業生調査の研究開発の方向性を探るため、卒業生調査に関するニーズ調査を保育者養成短期大学及び受け入れ先の幼稚園を対象にヒアリング調査を実施しました。

5. 短期大学に関する資料等の刊行及び会報の発刊

(1) ニュースレターの発刊

本協会の広報委員会は、年 4 回会報「ニュースレター」を刊行し、会員校はじめ関係者に本協会の活動等についてお知らせしておりましたが、経費削減等の点から平成 29 年度より発刊回数を年 3 回にすることにしました。平成 29 年度は次のとおり第 80 号までを発刊しました。バックナンバーは、本協会のウェブサイト (<http://www.jaca.or.jp/>) に掲載しています。

○第 78 号（平成 29 年 5 月発刊）

- ・論説 1 「評価員を経験して」 佃 昌道
- ・論説 2 「評価員を経験して」 吉井珠代
- ・論説 3 「評価員を経験して」 土橋正文
- ・協会から 「自己点検・評価の向上を目指して」 福元裕二
- ・基準協会の動き 平成 28 年度第三者評価結果を公表、「短大生調査 2017 (Tandaiseichosa 2017)」の実施予告、各種委員会委員の決定、平成 29 年度事業計画及び収支予算、会員校の状況、会報の発行、事務局長の交代

○第 79 号（10 月発刊）

- ・論説 1 「大学の自己変革と第三者評価」 友利 廣
- ・論説 2 「ALO を経験して」 山村穂高
- ・協会から 「自他共栄を目指すピアの認証評価」 佐久間勝彦
- ・基準協会の動き 評議員・理事・監事等の選任、平成 30 年度認証評価 評価校の決定、平成 28 年度事業報告及び決算報告、平成 29 年度第三者評価 評価員研修会の開催、第 3 評価期間認証評価に関する ALO 対象説明会の案内、平成 29 年度第三者評価訪問調査の実施、一谷宣宏先生を偲んで

○第 80 号（平成 30 年 2 月発刊）

- ・ 論説 1 「第三者評価で得たこと」 早坂三郎
- ・ 論説 2 「ALO を経験して」 大久保 等
- ・ 協会から 「自己点検・評価の質的向上を目指した認証評価のあり方」

麻生隆史

- ・ 基準協会の動き 平成 29 年度第三者評価委員会分科会を開催、機関別評価案の通知（内示）、短期大学生調査（*Tandaiseichosa*）の実施

(2) 第三者評価結果報告書（CD）の刊行

前述 1 - (1) のとおり、「平成 29 年度第三者評価結果報告書（CD-R）」は、会員校及び関係機関等に配布し、ウェブサイトにも掲載しました。

(3) 短期大学生に関する調査（2017 年）結果報告のウェブサイトへの掲載及び「短期大学生調査研究開発の成果報告書」の刊行

調査研究委員会が平成 20 年度から行っている短期大学生調査は、第 9 回目の調査結果を「短期大学学生に関する調査研究—2017 年調査 全体集計結果報告—」としてまとめ、ウェブサイトに掲載しました。また、前述 4 - ②のとおり、「短期大学における学習効果測定法（短期大学生調査）の研究開発報告書」を作成し、ウェブサイトに掲載しました。

(4) 短期大学間相互評価報告書のウェブサイトへの掲載

前述 2 のとおり、平成 29 年度に相互評価の報告のあった 5 組の成果をウェブサイトに掲載しました。

6. その他目的を達成するために必要な事業

(1) 定款の一部改正

平成 29 年 6 月 16 日の評議員会において、第 3 評価期間の平成 30 年度から適用する認証評価要綱等において、第三者評価の表現を認証評価に改めたことに伴い、本協会の事業を規定している定款第 4 条第 1 項第 1 号「短期大学の教育活動等についての第三者評価の実施」を「短期大学の教育活動等についての認証評価の実施」に改めることが承認されました。

(2) 認証評価機関の自己点検・評価

平成 28 年 3 月の学校教育法第百十条第二項に規定する基準に適用するに際して必要な細目を定める省令の改正が行われ、平成 30 年 4 月から認証評価機関自身が自己点検を行い、その結果を公表することとなりました。加えて、各認証評価機関の自己点検・評価を確認する実施方針について、中央教育審議会大学分科会認証評価機関の認証に関する審査委員会が自己点検・報告書の確認と必要に応じてヒアリングを実施するこ

ととなっています。本協会の自己点検・評価の実施年度については、平成30年度に自己点検・評価を実施することとし、自己点検・評価を行うために自己点検・評価委員会を設置し対応していくことになりました。

(3) 認証評価における外部関係者からの意見聴取

学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正が行われ、平成30年4月1日から、認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとなりました。12月14日に開催された理事会において、本協会では、高等学校等関係者の出席を求め意見を聴くこととし、出席願う関係者には認証評価制度、認証評価の内容等を理解してもらうために、ALO対象説明会への参加も依頼することにしました。

(4) 専門職短期大学等の認証評価

学校教育法の一部を改正する法律が成立し、平成31年4月1日より、専門職大学及び専門職短期大学が制度化されることになりました。12月の理事会において、専門職大学及び専門職短期大学も、認証評価（機関別評価及び分野別評価）を受けなければならないとされているため、専門職短期大学の認証評価の実施について第三者評価委員会で検討を進めることになりました。

また、短期大学設置基準の一部改正により、平成31年4月1日より専門職学科の制度が新設されることになりました。この専門職学科制度の新設への対応等について第三者評価委員会において検討を進めることになりました。

(5) 大学の認証評価

12月14日の理事会において、会員短期大学の約6割に併設する四年制大学があることから、第三者評価委員会の下にワーキンググループを設置して、四年制大学の認証評価の実施について検討を行うことが承認されました。2月15日の第三者評価委員会において、同委員会に大学認証評価検討タスクフォースを設置しました。タスクフォース委員は次のとおりです。

No.	氏名	所属機関・職名	備考
1	川並 弘純	聖徳大学短期大学部 理事長・学長	主査
2	志賀 啓一	鹿児島女子短期大学 理事長	副主査
3	奥田 吾朗	大阪国際大学短期大学部 理事長	
4	加藤 真一	金城大学短期大学部 理事長・学長	
5	二木 寛夫	山口芸術短期大学 理事長	
6	行吉 宜孝	神戸女子短期大学 副理事長・法人本部長	

(6) ウェブサイトの整備充実

ウェブサイトには、会員校の状況、評議員・役員・各種委員会委員の変更、短期大

学間相互評価の報告、評価員研修会・ALO 対象説明会等の開催案内及び配付資料、認証評価申込の案内、事業計画・収支予算、事業報告・決算報告、評価校アンケートの概要報告、短期大学生調査の参加募集、ニューズレターの掲載、第三者評価結果の掲載等の更新を行い（22 回）、常に最新の情報を掲載しています。

（7）認証評価機関連絡協議会への参画

本協会を含む認証評価機関 13 機関（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構 他）で組織する認証評価機関連絡協議会が平成 29 年 8 月及び平成 30 年 3 月の 2 回開催されました。2 回の会合では、文部科学省からの高等教育政策の動向等についての情報提供や認証評価における大学ポートレートの活用等の協議が行われました。

（8）大学ポートレート運営会議への参画

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表など運営に関する事項を審議するために、国公立の大学・短期大学の団体、認証評価機関、大学改革支援・学位授与機構、日本私立学校振興・共済事業団で構成する大学ポートレート運営会議が設置され、本協会からは原田博史副理事長が委員として出席しています。平成 29 年度は 9 月及び平成 30 年 1 月の 2 回運営会議が開催されました。2 回の会合では、大学ポートレートウェブサイト公表機能の改修や認証評価における大学ポートレートの活用等の協議が行われました。

（9）機関別認証評価機関事務連絡会への参画

本協会を含む、機関別認証評価事業を実施している独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、公益財団法人大学基準協会、公益財団法人日本高等教育評価機構の 4 機関で、評価事業の現状報告、今後の予定、当面する諸問題等について情報交換を行うため、定期的（年 4 回）に「機関別認証評価制度に関する連絡会」を開催しました。また、連絡会では、毎回文部科学省担当官から高等教育の現状と課題についての報告をいただいています。